

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月12日（金）第2897号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

○鹿児島県核燃料税条例（※） （税務課取扱い） 1

条 例

鹿児島県核燃料税条例をここに公布する。

平成25年 4 月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県条例第50号

鹿児島県核燃料税条例

（課税の根拠）

第 1 条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、核燃料税を課する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

（賦課徴収）

第 3 条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の定めるところによる。

（納税義務者等）

第 4 条 核燃料税は、発電用原子炉の設置者の行う発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電事

業に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によって、その発電用原子炉の設置者に課する。

- (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
- (2) 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額

2 前項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の15第1項の規定により原子力規制委員会が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期検査が終了した日
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

（課税期間）

第5条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とする。

- (1) 6月1日から8月末日まで
- (2) 9月1日から11月末日まで
- (3) 12月1日から翌年2月末日まで
- (4) 3月1日から5月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる課税期間の中途において原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合は、当該運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日までの期間を一の課税期間とみなす。

（課税標準）

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入について既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。以下同じ。）の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項に規定する発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第2項第3号の熱出力（原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更後の熱出力）とする。

4 課税期間が3月に満たない場合における第1項に規定する発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合

における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（税率）

第7条 価額割の税率は、100分の12とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、22,600円とする。

（徴収の方法）

第8条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第9条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日（第6条第2項の取得原価が確定しないことにより同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日）までに、規則で定めるところにより、価額割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

（期限後申告等）

第10条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による核燃料税の決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

（更正、決定等に関する通知）

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

（不足税額等の納付手続）

第12条 核燃料税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合においては、当該通知書に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び当該不足税額に対する延滞金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に記載された納期限までに、納付書により納付しなければならない。

（納税地等）

第13条 核燃料税の賦課徴収に関する鹿児島県税条例の適用については、同条例第3条第1号

中「固定資産税」とあるのは「固定資産税
核燃料税」と、同条例第9条第2項中「(1) 固定資産税

償却資産の所在地」とあるのは「(1) 固定資産税 償却資産の所在地
(1)の2 核燃料税 発電用原子炉の所在地」と、同条例第

10条第1項中「この条例」とあるのは「この条例又は鹿児島県核燃料税条例（平成25年鹿児島県条例第50号）」と、同条例第14条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは鹿児島県核燃料税条例」とする。

（規則への委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法第259条第1項の総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第4条第1項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入（施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入を除く。）又は同項第2号の発電事業（以下「核燃料の挿入又は発電事業」という。）について適用する。

（この条例の施行に伴う課税期間の特例）

第3条 施行日の属する課税期間の始期は、第5条第1項の規定にかかわらず、施行日とする。

（この条例の失効）

第4条 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

2 この条例は、施行日からこの条例の失効の日（以下「失効日」という。）の前日までの期間における核燃料の挿入又は発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、失効日以後も、なおその効力を有する。

（この条例の失効に伴う課税期間の特例）

第5条 失効日前の最後の課税期間の終期は、第5条第1項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日とする。

（調整規定）

第6条 施行日が原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第17条の規定の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における第4条第2項第1号、第5条第2項及び第6条第3項の規定の適用については、同号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の15第1項の規定により原子力規制委員会」とあるのは「電気事業法（昭和39年法律第170号）第54条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣」と、第5条第2項中「第43条の3の33第1項」とあるのは「第43条の3の2第1項」と、第6条第3項中「第43条の3

の5第1項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉」とあるのは「第23条第1項の規定により設置の許可を受けた原子炉」と、「第43条の3の8第1項」とあるのは「第26条第1項」とする。

- 2 施行日が原子力規制委員会設置法附則第18条の規定の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間（前項に規定する場合にあっては、同法附則第17条の規定の施行の日から同法附則第18条の規定の施行の日の前日までの間）における第5条第2項の規定の適用については、同項中「第43条の3の33第1項」とあるのは、「第43条の3の32第1項」とする。